

山都町ごみ出し分別表

- 正しく分別し、決められた収集日の、決められた場所に午前8時までに出してください。
- ごみ袋、古紙類、粗大ごみ用シールには名前（フルネーム）を書いてください。
- 不法投棄、野外焼却は法律で禁止されていますので、絶対にしないでください。

分類	可燃物	資源物			資源物			資源物				資源物	不燃物		粗大ごみ	電池・蛍光管		
	燃えるごみ	アルミ	スチール	ペットボトル	ビン類			古紙類				プラスチック	金属類	ガラス・陶器		電 池	蛍光管	
					無 色	茶 色	その他	新聞・チラシ	雑誌類	段ボール	紙パック							
参考例	生ごみ、汚れた衣類、汚れたプラスチック類、木切れ、CD、紙くず（古紙類で出せないもの）、紙おむつ など																	
		ビール缶、ジュース缶など 	ジュース缶、缶詰缶、スプレー など 	ジュース・お茶などの清涼飲料水の容器など 	調味料のビン、ドレッシングビン、酒類ビン など	ドリンクビン、酒類ビン など	無色・茶色以外のビン（青ビン、緑ビン） など	新聞・折り込みチラシ	雑誌、本、封筒、ノート、カタログ、菓子箱 など	段ボール	牛乳パック、紙製パック	○ブラマークが表示されている容器包装 ○プラスチックだけでできている製品（タッパー、洗面器、ハンガーなど） 	鍋、カマ、ステンレス製品、ビデオ・カセットテープ など	陶器、灰皿、コップ など	指定ごみ袋に入らないごみ（布団、ストーブ、家具類など）	筒型乾電池、ボタン電池、充電式電池 など	直管・丸管蛍光管、電球 など	
出し方	指定ごみ袋	指定ごみ袋	指定ごみ袋	45ℓまでの透明袋	ごみ収集所の青かご			ビニールひもで十字にしばってごみ収集所				45ℓまでの 透明袋	指定ごみ袋	指定ごみ袋	粗大ごみ用シール	ごみ収集所の青かご		
																		
注意事項	可燃物用	アルミ缶用	スチール缶用	透明袋（市販のもの）	○「無色」「茶色」「その他」の3種類に分けてください ○ふた・栓を取り外して、 ピンはしっかり洗ってください ○金属のふたは、金属類で出してください ○青かごに入れるときは雨水などが溜まらないように横に寝かせて置いてください			○新聞・チラシ、雑誌類、段ボール、紙パックの4種類に分別して、名前を書いてください ○アルミホイル等の箱の金属部分は取り除いてください ○ 紙パックは開いて、洗って、乾かしてください ○紙パックで内側にアルミコーティング等してあるものは燃えるごみで出してください ○特殊な紙（ビニールコーティングしてあるもの、カーボン紙、防水加工紙、写真など）は燃えるごみで出してください ○段ボールは1辺を1m以内にしてお出してください ○ ビニールの包みなどは取りのぞいてください ○雨の日などはできるだけ次の収集日に出してください				○水洗いなどし、汚れや中身を取り除いてください。 ○キャップやふたは、できるだけ外してください ○商品表示などのシールが貼られている場合は、できるだけ剥がしてください。 ○プラスチックが分からないものは、可燃物もしくは不燃物で出してください ○汚れているもの、中身が残っているものは、可燃物で出してください ○プラスチック以外のものが含まれるものは不燃物で出してください ○袋に入らないものは粗大ごみで出してください		金属類用	ガラス・陶器類用	粗大ごみ用シール	○透明袋に入れて名前を書いて青かごに出してください ○割れた場合は袋に入れてから青かごに出してください	
	○紙おむつは汚物を取り除いてください ○食用油は固めるか布にしみ込ませてください ★生ごみは必ず水分をしぼってください（ごみ処理経費を節約） 	○中身を取り除き、容器を洗ってください ○アルミ・スチールのマークが付いていないものは金属類で出してください ○スプレー缶は使い切って、火の気のない屋外で穴をあけてください 	○ キャップとラベルは外してください ○汚損のあるもの、色付のものは燃えるごみです ○なるべく横からつぶして出してください 									○ 刃のあるもの、割れたガラスは危険ですので、新聞紙で包み指定ごみ袋に入れて、中身を書いて出してください（例：「割れたガラス」） ○使い捨てライターは透明の袋に入れて、電池・蛍光管の青かごに出してください。 ○電気製品のコードは切り取って金属類で出してください ○電気製品などの電池は取り外してください						

<家庭ごみとして収集しないもの> ※分別表に記載のないものはお問い合わせください。処理できないものは販売店に依頼をするか、町が行う大型ごみ収集（年2回）をご利用ください。
 ◎家電リサイクル法対象品（テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫） ◎長さ180cm、幅90cmを超えるもの ◎産業廃棄物 ◎事業系一般廃棄物（商店などの事業活動から出るごみ）
 ◎小峰クリーンセンターでは処理できないもの
 ・スプリング入りのソファやベッド類、パソコン、バッテリー、農業用ビニール、農薬ビン、大型農機具、タイヤ、肥料袋、樹脂製波板、スレート、石綿、鉄骨、直径4.5cm以上の生木など

<ごみ処理施設（小峰クリーンセンター：小峰1906番地）へ直接持込みをする場合>

○小峰クリーンセンターへ持込まれる際は、事前に電話をして、持込まれるものの種類と量を連絡し、必ず分別して持込んでください。【持込処理手数料：10kgあたり150円（税込）】

○受付時間：土日祝日を除く平日の9：00～12：00、13：00～15：30（年末年始は確認してください。）

お問い合わせ先

小峰クリーンセンター 82-3297

山都町役場本庁 環境水道課 72-4002

清和支所 住民福祉係 82-2112

蘇陽支所 住民福祉係 83-1112